



櫃行審第42号

令和5年8月24日

櫃原市長 亀田 忠彦 様

櫃原市行政不服審査会

会長 北岡 秀晃

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年6月7日付け櫃総第7963号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

令和4年12月27日付けの事業所入所保留通知書による処分についての審査請求につ
いての諮問

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの樞原市長（以下、審査庁としての樞原市長を「審査庁」という。）の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 令和4年10月28日、審査請求人〇〇は、「令和5年度施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書」を提出し、同人の子である〇〇の認定こども園、保育所、家庭的保育事業等（以下、これらを「保育所等」という。）の入所申込みを行った。
- 2 1の申込みに対し、担当課であるこども・健康スポーツ部こども未来課（以下「処分庁」という。）は、同年11月15日、同月17日、同年12月13日に利用調整を行った上で、事業所入所保留に関する処分（以下「本件処分」という。）を行い、同月27日、〇〇に対して「事業所入所保留通知書」（樞未来第16520号）を送付した。
- 3 令和5年2月21日、〇〇及び〇〇の共同親権者である〇〇（以下、両者を「審査請求人」という。）は、本件処分に不服であるとして本件処分の取消を求める審査請求を行った。
- 4 同年3月28日、処分庁から弁明書と証拠物として「令和5年度入所検討リスト【全体版（指数順）】」、「令和5年度 新規入所児童リスト」、「平成27年2月3日発出 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長による連名の「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（通知）」が提出された。
- 5 同年5月31日、審査庁は審理手続を終結し、審査請求人に通知した。
- 6 同年6月7日、審査庁は、樞原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求についての諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人の主張の要旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求人の主張の理由

本件処分は、処分庁が予測された入園希望者数に対応した保育所等の施設の整備を怠ったことが原因であり、児童福祉法、子ども・子育て支援法に反し、違法不当である。また、本件処分は、「自宅から距離が近い児童」及び「待機期間が長い児童」についての指数を加算していない大きな欠陥がある樫原市保育利用調整基準に基づいてなされており、違法不当である。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張の要旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

処分庁において施設整備を怠った事実はない。待機児童が存在する状況は認めるものの、待機児童が存在する現在の状況の主たる原因は保育士不足によるものである。処分庁は保育士不足状況を解消するために様々な施策を実施し、保育士不足の解消に努めている。保育の必要性の認定を受けた子どもが保育所等を利用するにあたっては、「平成27年2月3日発出 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長による連名の「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（通知）」（以下「国通知」という。）に準じた樫原市保育利用調整基準により利用の調整を行っている。この樫原市保育利用調整基準においては、「自宅から距離が近い児童」及び「待機期間が長い児童」という事情は直接的に保育の必要度を高めるものではないため指数には加算していないが、指数が同点で並んだ場合に順位を付ける順位表の中の項目の一つとして利用調整に反映させている。

第4 審理員意見書

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 諮問に係る判断の理由

保育所等の募集人員が少ないことが直ちに施設整備を怠ったことを導くものではなく、その原因として保育士不足といったことも考えられる。また、児童福祉法は保育を

必要とする児童の需要が入所定員を上回ることを想定していると解されていることから、物理的、財政的な事情を無視して市町村に保育所等の整備を義務付けているとは考えられず違法とはいえない。

児童福祉法第24条第3項においては、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している場合には利用について調整を行うと規定しており、仮に保育の必要性がある児童が入所できない事態が生じたとしてもそれは同法の予定するところであるから、原則として違法の問題は生じない。

利用調整は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう行うと定めている。本件処分当たり、処分庁は前記国通知に準拠した保育利用調整基準として「基本指数表」及び「調整指数表」を用いて審査を行っている。審査請求人は「自宅から距離が近い児童」及び「待機期間が長い児童」については指数を加算すべきと主張するがそれらの要件は直接的に保育の必要度を高めるものではなく、それらを指数に加点しない処分庁の保育利用調整基準が処分庁に与えられた権限を濫用して作成したような事情は見当たらない。また、それらの要件について、処分庁は順位表という形で利用調整に一定程度反映させているため不当であるともいえない。

第5 当審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求について、審理手続は適正に行われたと認められる。

2 審査会の判断について

児童福祉法第24条第3項は、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足し、又は不足するおそれがある場合は、保育所等の利用について調整を行うことを定めている。また、調整を行うにあたっては、規則第24条によると、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとされている。従って、このような保育を受ける必要性の判断は、市町村の合理的な裁量に委ねられていると解され、その判断が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認められる場合に違法と判断されることになる。

審査請求人は、第1に、予測された入園希望者数に対応した保育所施設整備を怠ったことを処分の違法理由として主張する。しかし、橿原市における令和4年12月27日付の保育所の定員は2,381名であるのに対して、入所児童数は2,263名であり、入所児童数が定員を118名下回っている。これは主には保育士不足による定員の未充足であり、処分庁が保育所等の施設整備を怠ったことが待機児童発生の主たる原因ではないことが伺える。そうすると、必ずしも処分庁が施設整備を怠ったとまで認めることはできず、これをもって本件処分が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認めることはできない。

第2に、審査請求人は、橿原市保育利用調整基準が「自宅から距離が近い児童」及び「待機期間が長い児童」についての指数を加算していないとして、かかる基準に基づいた本件処分は違法不当であると主張する。

処分庁は、国通知に準拠した橿原市保育利用調整基準を策定し、前出の児童福祉法第24条第3項の利用の調整を行うに当たっての基準としている。同基準においては、保育の必要度の高さについて、まず、基本指数と調整指数の合計点が高いものから順番に保育所等への入所を受け入れることとし、合計点が同点の場合には順位表の1から8までの事情内容によって判断することとしている。審査請求人が主張するとおり「自宅から距離が近い児童」及び「待機期間が長い児童」の項目は指数では加点されず、順位表の6番目と8番目に規定されている。このような国通知に準拠した橿原市保育利用調整基準が明らかに合理性を欠くものとは認められない。また、上記の両項目が指数で加点されないことについて処分庁は「自宅からの距離や待機期間の長さは直接的に保育の必要度の高さに関与しない。」とその理由を述べているが、当該理由が恣意的で著しく客観性を欠いているものであるとは認めがたい。そうすると、この基準はもとより、この基準に基づく本件処分も社会観念上著しく妥当を欠いて裁量の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認めることはできない。

3 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問案件について、次のとおり、調査審議を行った。

- ・令和5年6月7日 審査庁からの諮問書を受理
- ・令和5年7月20日 審査庁からの追加提出の諮問資料の收受
- ・令和5年7月21日 調査審議

令和5年8月21日

橿原市行政不服審査会 第二部会

部会長 北岡 秀晃

委員 荒木 進

委員 大塚 佳代子

委員 福井 麻起子